



平成 25 年 6 月 27 日

各 位

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 2 番 8 号  
株式会社アイフリークホールディングス  
代表取締役会長兼社長 永田 万里子  
(コード番号：3845 大証 JASDAQ)  
電 話 番 号 092 - 471 - 5211 (代 表)  
URL <http://www.i-freek.co.jp/>

当社連結子会社における不明瞭な取引、平成 25 年 3 月期有価証券報告書提出遅延、  
当社株式の監理銘柄(確認中)への指定見込み及び第 13 期定時株主総会目的事項  
並びに延会開催に関するお知らせ

#### 1. 当社連結子会社における不明瞭な取引

当社は、あずさ監査法人より、平成 25 年 4 月以降において、当社の海外子会社である I-Freek Asia Pacific PTE. Ltd.において、当社取締役が関与したと思われる不明瞭な資金の流れがあるとのことで、当社取締役会及び監査役会に対し、平成 25 年 6 月 21 日付にて質問書の提示を受け、当該不明瞭な取引に関する事実関係の調査及び各証憑の提出を求められており、現在、当社で調査を行っております。なお、詳細については、別途、開示いたします。

#### 2. 有価証券報告書提出遅延理由

当社は、あずさ監査法人より、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、当社の第 13 期事業年度(平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行っていただき、平成 25 年 5 月 23 日付にて、無限定適正意見を付した監査報告書を提出いただきました。また、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、当社の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行い、平成 25 年 5 月 23 日付にて、無限定適正意見を付した監査報告書を提出いただきました。しかしながら監査報告書の提出日後、平成 25 年 4 月以降に当社の海外子会社である I-Freek Asia Pacific PTE. Ltd.において、当社取締役が関与したと思われる不明瞭な資金の流れがあることが判明したとのことで、当社取締役会及び監

査役会に対し、平成 25 年 6 月 21 日付にて質問書を提示して、当該不明瞭な取引に関する事実関係の調査及び各証憑の提出を求められており、当社で調査を行っておりますが、現時点では調査中であります。

よって、上記不明瞭な取引行為に係る事実関係の解明及び計算書類への影響は判明していないため、あずさ監査法人より、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める提出期限（平成 25 年 6 月 30 日。ただし、行政機関の休日に関する法律により平成 25 年 7 月 1 日が提出期限になります。）までに、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づく監査証明を受領することが難しいためであります。

### 3．監理銘柄（確認中）への指定について

大阪証券取引所の監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により、金融商品取引法に定める提出期限（平成 25 年 7 月 1 日）までに有価証券報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄（確認中）に指定することとされております。よって当社株式は、大阪証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、平成 25 年 6 月 27 日付にて監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

### 4．有価証券報告書の提出予定日

平成 25 年 3 月期の有価証券報告書につきましては、平成 25 年 7 月 31 日までに提出する予定であり、具体的な目処がつき次第、速やかに開示を行ってまいります。

### 5．第 13 期定時株主総会目的事項及び延会開催について

前記「2．有価証券報告書提出遅延理由」記載のとおり、当社の取締役が関与したと思われる不明瞭な資金の流れに対する調査を行っているため、あずさ監査法人より定時株主総会の開催において、「第 13 期（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第 13 期（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件」の報告について、平成 25 年 5 月 23 日の監査報告書の無限定適正意見について、計算書類を利用される可能性のある当社の株主様その他ステークホルダーの皆様に対して、上記監査報告書が上記作成日時点においてのあずさ監査法人の意見であり、その日の翌日以降に判明した上記不明瞭な取引等の事実関係を前提とした意見ではない旨、また、上記監査報告書に依拠した判断をされることのないよう、適切に対応するよう要請を受けております。

これを踏まえて、第 13 期定時株主総会における、全ての報告事項及び全ての決議事項について、延会において審議続行とする予定でございます。

なお、延会の開催は第 13 期定時株主総会における承認を前提としております。

### 6．延会の日程

延会の日時及び場所につきましては、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において、決定予定です。

#### 7. 延会の目的事項（予定）

##### （報告事項）

1. 第 13 期（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第 13 期（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件

##### （決議事項）

第 1 号議案 定款一部変更の件

第 2 号議案 取締役 3 名選任の件

第 3 号議案 監査役 1 名選任の件

定時株主総会の審議続行の承認に基づいて開催される延会は、平成 25 年 6 月 27 日に開催予定であります定時株主総会と一体をなすものであるため、ご出席いただくことの出来る株主様は、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主様に限られますことにご留意下さい。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上